

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培米

節減対象農薬：十日町地域比 6 割減

化学肥料(窒素成分)：十日町地域比 7 割減

栽培責任者 魚沼農業協同組合 十日町基幹営農センター
住 所 新潟県十日町市高田町六丁目618
連 絡 先 025-757-1573

確認責任者 魚沼農業協同組合 川西営農センター
住 所 新潟県十日町市上野甲194
連 絡 先 025-768-3322

精米確認者 魚沼農業協同組合 川西営農センター
住 所 新潟県十日町市上野甲194
連 絡 先 025-768-3322

節減対象農薬の使用状況

使用資材名	用途	使用回数	
		使用状況①	使用状況②
シアントラニリプロール	殺 虫	1 回	1 回
ジクロベンチアゾクス	殺 菌	1 回	1 回
ピラクロニル	除 草	1 回	
トリアファモン	除 草	1 回	1 回
フェンキナトリオン	除 草	1 回	1 回
ピリミスルファン	除 草		1 回
ジノテフラン	殺 虫	1 回	1 回

新潟県認証特別栽培農産物

節減対象農薬の使用回数(成分回数)

6 回	・ 一般的な栽培	19回
	・ 県認証基準	9回以下

化学肥料の使用量(窒素成分)

1. 95kg/10a	・ 一般的な栽培	6. 5kg/10a
	・ 県認証基準	3. 2kg以下/10a

※ 栽培責任者、確認責任者、農薬等資材使用状況は上記ガイドライン表示のとおり

県認証番号

J24052

新潟県ホームページ <http://www.niigata-ninshou.jp/>

※使用された農薬の異なる上記2種類の米(水稻)が混在しています。